

平成26年度 第1回 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会 会議録

1 日 時 平成26年6月5日(木) 10時00分～12時00分

2 場 所 横浜能楽堂

3 出席者 足立 文委員、三輪 律江委員、横山 太郎 委員、

4 欠席者 猪又 宏治委員

5 傍聴者 なし

6 議事内容

議題	平成25年度指定管理者の業務評価に向けたヒアリング
委員意見等	<p>1 定足数の確認 委員数4名のうち3名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>2 本委員会の公開・非公開について 〈審議結果〉 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会運営要綱 第9条に基づき、公開とした。ただし、施設視察については管理動線の確認も含まれるため防犯上の観点から非公開とした。</p> <p>3 委員長の選出について 横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会運営要綱第6条に基づき、委員の互選により横山委員を委員長に選任した。</p> <p>4 指定管理者実績説明 平成25年度事業実績として、日本・ベトナム外交樹立40周年の記念事業や、バリアフリー能等の普及公演、SNSの活用等によるプロモーション展開等について説明。</p> <p>5 指定管理者へのヒアリング 〈質疑〉 (委員) ・第二舞台の利用率について、年度内で利用されやすい月とされにくい月というような変動はあるのか。また利用が落ち込んでいる月の利用促進の取り組みは何かされているか。 (横浜能楽堂)</p>

・年間での変動は特にはない。第二舞台は稽古目的の利用が多いが、他に楽屋や研修室もあり利用率が分散している。

(委員)

・第二舞台の利用率 70%という目標の根拠は何か。

(事務局)

・指定管理の公募にあたって、指定管理者が5年間の指定管理期間の目標として設定したもの。

(委員)

・利用促進のために周知は何か取り組んでいるか。

(横浜能楽堂)

・稽古利用者にハガキを出したり、パンフレットにより周知を図っている。

(委員)

・券売率 65%の根拠は何かあるか。

(横浜能楽堂)

・舞台芸術で一般的に券売の目標ラインとして採用されている数値である。

(委員)

・来館者へのアンケート分析により、他公演等へ反映をするなどの取り組みはされているのか。

(横浜能楽堂)

・アンケートを毎回分析し、マーケティング等に活用している。

(委員)

・修繕について市との役割分担はあるのか。

(事務局)

・業務の基準に基づき 60 万円以上の修繕は市、60 万円未満の修繕は指定管理者の負担で行っている。

(委員)

・地域の学校と連携するなどのアウトリーチの取り組みを拡大する考えはないのか。

(横浜能楽堂)

・過去にはやっていたが、学校へ出張してのアウトリーチは子供にとって印象に残りにくいという課題を感じた。施設に実際に来館してもらい、能楽堂の空間の中で和楽器等にふれてもらうことの方が意義があるという考えのもと、親子向けに「能楽堂ワンダーランド」の事業を行っている。

(委員)

・「日本・ベトナム国交 40 周年記念事業」の券売率が少し低いように思われる。

(横浜能楽堂)

・日本、ベトナムそれぞれの関係者を招待しており、招待客分が販売に入らないため数値として低く見えているが、販売した席数は完売している。

6 総括

今回のヒアリング及び、25 年度内の事業視察を元に、第 2 回は、外部評価について審議する。

平成 26 年 6 月 5 日

横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会

次 第

- 1 開会
 - (1) 挨拶
 - (2) 評価委員及び事務局紹介
 - (3) 「横浜能楽堂指定管理者選定評価委員会運営要綱」の説明
 - ア 定足数の確認について
 - イ 委員会の公開・非公開について
- 2 評価関係書類について
- 3 指定管理者実績説明及び施設視察
- 4 指定管理者へのヒアリング

【裏面へ続く】

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- 2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- 3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（平 23 条例 50・一部改正）